

損保1（問題）

【 第 I 部 】

問題1. 次の（1）～（10）の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

各5点（計50点）

- （1）料率算定方法の一つである判断法について、そのメリットとデメリットを説明しなさい。
- （2）保険が「同質のリスクに直面する経済主体が、少額の資金を負担し合うことにより、一部の加入者の経済的損失に対して資金を融通する制度」であることを踏まえ、保険制度が脆弱となりがちなるリスクを挙げた上で、こうしたリスクを付保可能とするために制度上行われている工夫について説明しなさい。ただし、保険制度が構築できない「非経済的リスク」について言及する必要はない。
- （3）個人分野の損害保険商品における免責金額（エクセス方式）の設定について、以下の問いに答えなさい。
 - ①保険会社の立場から見た免責金額の導入意義を説明しなさい。
 - ②保険会社が免責金額の設定水準を検討するにあたって留意すべき事項について説明しなさい。ただし、料率設定に関する留意事項について言及する必要はない。
- （4）保険期間が長期の火災保険において、一括払の営業保険料率を算出する際に用いられる「長期係数」の設定に関して考慮すべき事項を挙げ、説明しなさい。
- （5）超過損害額再保険において、再保険者の再保険責任の発動点を段階的に設定しこれを区切る（レイヤーを分ける）ことがあるが、この趣旨について説明しなさい。
- （6）既往症等による被保険者の選択を行わない医療保険において、商品設計および料率設定を行う上で留意すべき事項について説明しなさい。
- （7）リスク量を統合する際の分散効果の反映方法に関して、その手法の一つである分散共分散法の概要を述べた上で、当該手法を用いることのメリットとデメリットを説明しなさい。

- (8) モデルガバナンスの整備で重要となる項目のうち、「データ」と「文書化」の概要について説明しなさい。
- (9) 損害保険料率算出機構による直近の自動車保険参考純率改定（2021年6月21日付届出、2021年9月22日付で一部修正のうえ再届出）について、「料率区分ごとの較差（各種の割増引率等）の見直し」を除く改定の概要とその背景を説明しなさい。
- (10) 次の文章は、「保険会社向けの総合的な監督指針」のストレステストに関する規定からの抜粋である。文章中のa～eに当てはまる最も適切な語句を記入しなさい。

【監督指針 II-3-3-3-1 主な着眼点 (1)】

ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。

(略)

また、随時「 a 」であって払込保険料の大部分が保証されている貯蓄性の高い保険や変額年金保険のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険取引やデリバティブ取引等に係る「 b 」を考慮してストレスシナリオを設定しているか。

また再保険取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の「 c 」の低下や「 d 」の増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。
さらに、ストレステストに使用される「 e 」について、定期的に検証されているか。

【 第 II 部 】

問題 2. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。]

各 8 点 (計 16 点)

(1) 個人分野の損害保険商品 (保険期間 1 年) について、保険会社の立場から次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 料率改定の頻度を高めることのメリットを挙げなさい。
- ② 料率改定の頻度を高める場合の留意点について説明しなさい。

(2) 近年、企業へのサイバー攻撃が急増しており、サイバー攻撃に備えることは企業にとって急務となっている。サイバーリスクに起因して発生する様々な損害を包括的に補償するサイバー保険について、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① サイバー保険の補償内容について、概要を説明しなさい。

なお、補償される主な事故は以下のとおりとし、この点について触れる必要はない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・情報の漏えいまたはそのおそれ・ネットワークの所有・使用・管理に起因する他人の業務阻害・サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊 |
|---|

- ② サイバー保険が補償対象とするリスクの特徴を踏まえ、サイバー保険を引き受ける損害保険会社がリスク管理を行う上での留意点について説明しなさい。

問題3. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること（(1)および(2)ともに、それぞれ3枚以内）。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各17点（計34点）

- (1) 自社のある個人分野の損害保険商品（保険期間1年）と実質的に同一の保険商品を販売していた他社がその保険商品の料率を細分化した。この場合において、自社の保険商品に関する対応方針を検討するにあたり留意すべき事項につき、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。ただし、他社が料率を細分化した料率区分は現在自社では料率を細分化しておらず、細分化を行うにあたって十分なデータは取得可能とする。

- (2) ある企業向け賠償責任保険（低頻度高額損害のリスク特性を有し、保険期間は1年とする。）について、収支悪化の傾向が判明した。収支改善のため、過去の損害率による割増引（リザルトレーティング）の導入を検討するにあたり留意すべき事項につき、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

以上